

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令について

令和 5 年 5 月
消防庁特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という）第 16 条第 4 号により、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という）を備え付けなければならないとされている。

この規定に基づき、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」という）第 8 条第 1 項により、特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所のうち施行令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされている。

今般、新たに 1 台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の能力を発揮できる消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という）が開発された。

本政令は、これを受け、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けを可能とするため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

(1) 自衛防災組織に関する事項

自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けが可能となるよう、以下の通り関係規定の整備を行う。

ア) 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の代替規定

特定事業者は、屋外タンク貯蔵所のうち施行令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けているときは、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなすものとする（第 16 条第 3 項関係）。

イ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の配置

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 1 台につき 5 人の防災要員を置くものとする（第 7 条第 1 項関係）。

ウ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の指揮者及び泡消火薬剤の算定対象への追加

特定事業者は、自衛防災組織に備え付けている車両が 2 台以上である場合には、指揮者を置くこととされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車についても、その算定する車両の台数に含めることとする。また、特定事業者は、自衛防災組織の保有する車両が同時に 120 分継続して泡水溶液を放水するために必要な泡消火薬剤を備え付けなければならないとされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車についても、その泡消火薬剤の算定対象に含めることとする（第 7 条第 2 項及び第 14 条関係）。

エ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る可搬式泡放水砲等の配備

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、大型化学消防車等と同様に、可搬式泡放水砲等を備え付けなければならないものとする（第 15 条関係）。

(2) 共同防災組織に関する事項

共同防災組織においても、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できるよう、自衛防災組織と同様に、関係規定の整備を行う（第 20 条及び第 21 条関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

【施行日】

公布の日